

「特別措置法」強化改正

「基本法」制定にむけて

研究所研究部行財政部門事務局

一、はじめに

七八年十月、同和对策事業特別措置法の三カ年延長が決められたわけです。この時さまざまな論議があったわけですが、最終的には「三項目の附帯決議」といっつかの担当大臣の回答（「確認事項」と合わせて、とりあえず三年延長という事で決着がついたわけです）。

しかしそれ以来一年が経過しまして、あと残り二年となつていきます。予算編成上から言いますとあと一年しかない

ということ、今年度中には何らかの決着をつけなければならぬと思つてゐるわけです。

しかし、衆・参同時選挙の結果をみましても、卒直に言ひまして非常に厳しい現状がございます。この三年延長の際に自民党総務会で「三年限りとし、再延長はしない」との決定が下つてゐるわけです。

そういう時点に立つて、我々としては、部落差別の実態それを解決するための強化改正案の内容を早急に明らかにしていくことが研究者に課せられてゐるという考えを持つてゐるわけです。

二、十九年の成果

そこで、「基本法」の問題に入らる前に、やはり現行の同和对策事業特別措置法に基づき十年間やってきた取り組みの一定の成果、欠陥、新しい問題というものを整理をし、それを土台にして要求していかないと地についた論議にならないということ、実態調査等も踏まえもつと整理していかねばならない今後の課題でありますけど、基本的な柱になるものをまとめてみました。

十年間の成果としては、①環境改善面で一定の前進がえられた②若干の個人給付の支給が行われた。特に高校・大学の奨学資金が与えた肯定的な影響が指摘できる③部落解放同盟の現状を見ると、「同対審」答申、「特別措置法」を武器として闘いの中で、急速に組織が拡大していった④「基本法」を要求していく上で無視できない問題ですが、大きな間接的影響というものがあつたのではないかと。部落問題を解決していくために特別の法律ができたということが社会に与えている影響、さらに「特別措置法」を武器にして、目に見えるような形で改善されていったということの中で、他の差別を受けている人々が急速に目ざめてきて、婦人差別に対する反対運動などが非常に目上がつ

てきています。

三、十九年の欠陥

しかし、成果だけでなく、欠陥も出てきています。

まず最も進んだという環境改善でも、「残事業」があまり残されてゐます。他府県におきましては、十年間にほとんど事業がやられておらず、ようやくこれから事業がはじまるというところが、名古屋市の場合などあるわけです。そういう点から言いますと、環境改善でも多くの問題が残つてゐるわけです。大阪のような場合、あと四割程度だとなつていますが、量的には四割でも質の面では困難なところが多く残されてゐるわけです。旧来の部落の中心部で、住宅事情、道路状態にしても多くの問題を抱えてゐるところが多く残されてゐるわけです。どうしてもまわりの空地や田んぼにいろんな公共施設が建てられ、もともとの部落の中心部はほとんど手がついておらないという状態が見うけられます。そういう点から言つて、量的には少ないけれども、事業の困難性ということからみると、まだまだ多くの事業が残されてゐます。

こういった問題が起こってくる背景を考えますと、国の

義務的責任がどうなっているかということを描きなければなりません。全くやっていないところがあるという状態はたして許されていいのか。またこういうことの起こってくる背景として、長期計画が法律と同時に作成されていったわけですが、長期計画にもとづく到達目標、それに到る年次計画といったものが非常に不明確であったという点が指摘されます。あるいはタテ割り行政の弊害によって、総合的な行政の枠をこえた行政が非常に困難になっている点もあげられます。

更に、何と言っても土地の買収やさまざまな実態を考えました場合に、地元住民の積極的な協力・参加をくみだしていくといった点が有効になされていません。

しかし、今後の「特別措置法」の問題を考えました場合には、「残事業量」論だけでは非常に不十分であるということとは大方の意見が一致しているわけです。前回の延長の際にはあまり論議ができなかったわけですが、人権の前提とでも言うべき、生命、健康面においても差別が存在しているという現状がございます。まだ大阪や三重で一部調査されただけで、全面的な調査は行われておりませんけれども、部分的なものをもみても、全国平均に比べ五才十才若く死んでいる現状があるとみています。有病率についても、上田一雄先生等の調査が各地でやられています。

かねばならない課題が残っているわけです。

失業率、就労状態というのを見ましても、失業率が二十％前後という地域もできています。就労している場合でも、肉体労働に集中し、しかも不安定な雇用形態であるということが出てきています。この原因を考えてみますと、「部落地名総鑑」差別事件に示されていますように、せっかく第一次試験で通っても部落出身者であるということによって直接排除している実態が浮き彫りにされてきています。これが日本の現状においては野放しになっているという問題があります。もう一つは、「競争試験」という名の下面に間接的な排除が行なわれています。もちろん教育の機会均等という面からも努力を積み上げていかなければならぬわけですが、どこかの時点で悪循環を絶ち切っていかなければならないとってきた場合、積極的な雇用促進というものを考えていかなければなりません。卒直に言いまして、実情としてはそういう取り組みはほとんどやられていません。

部落産業というのを見た場合には、うまくいっているという報告はあまりなく、何とかしなければならぬという報告が大半です。

教育の機会均等という問題ですが、高校進学率をとりますと、全国平均が九二％程度になっておりますが、部落出身

れを参考にしますと三〜四倍に達しているという報告が出てきています。

この背景を考えますと、直接的には適切な医療機関がないという問題があります。たとえば、診療所の設置が大阪府では同和对策事業の一環として行われていますが、国はこれを「同和对策事業」としては認めていません。厚生省はようやくここ数年「同和对策事業」として大蔵省に予算請求をしておりますけれども、大蔵省がそれを認めておらない現状があります。しかし根本的な問題は何かと言いますと、不安定で過酷な労働実態という問題が健康をむしばんでいるという点があげられます。

生活水準の問題では、政府の発表している資料によりますと、生活保護受給世帯は平均の六〜七倍に達しており、しかも問題なのは、流入者を除いた分の生活保護受給世帯状況をみますと、この十年間に減少するどころか少し増えてきている点が出てきています。そうしますと、この十年間といったような成果があったのかということになりますが、その背景には、失業と不安定で危険度の高い労働実態があり、特に生活保護世帯になっていく動機をみますと、病気がケガが圧倒的に多く、あるいは老年化してしまふのに退職金も年金も出ないという中で生活保護を受けていく状況があるわけですが、こういった問題を解決してい

の子どもたちの高校卒は八三％ぐらいになっているのではないかと「大同教」等の調査結果が出てきています。

大学進学になりますと、約半分ではないかという数字が出てきています。そういった点で言いますと、十年あるいは十五年前と比べますと、大分差が縮まっています。依然として高校で十％低く、大学では依然として大きな隔差があります。

さらに、差別事件が増えてきています。法務省人権擁護局の局長が国会の答弁で、「遺憾ながら差別事件の件数は増えてきております」ということを言わざるをえない状況があります。しかも、その内容も非常に悪質なものが出てきておるわけです。大阪市立大学でも七〜八件の落書きが起っています。「部落民を殺してしまえ」とか「部落民を放り出すための組織を作った」という落書きが書かれているわけです。単に件数の面だけでなく、非常に悪質化、しかも一定の組織的な動きが落書きの背景にみられるという状態が出てきているわけです。

四、新たな課題

この十年間「同和对策事業」にもとづくいろいろな取り組みがやられてきたわけですが、新たな課題が三点で

てきたと考えています。

一つは、著しいアンバランスが生じてきているということです。大阪等においては、環境改善についてはある程度進んできたということが言えると思いますが、全くやっていないところもあるわけです。

二つめには、膨大な超過負担が生じてきている点であります。「特別措置法」の七条、九条、十条という問題点に関わるのを見ますと、基本的には国が三分の二補助する、残りの三分の一についても起債を認めて、そのうちの十分の八までは最終的には市町村が負担をしないで国がみてやろうという趣旨の指摘がなされているわけでありま。ところが、自治省が発表しました統計をみましても、実際は地方が七割程度、国が三割の負担にとどまっているという状態があります。大阪のような場合は、比較的大きな部落が多く、運動が活発ということもあり、地方自治体が一定の協力をしてきたということもあって、実は九対一の割合になっているわけです。この原因としては、地方自治体の実施する「同和予算」の中で、国が認めないものがあるということ。いわゆる対象差です。第七条を読みますと、「同和对策事業の中で国の負担するものについては……」という文章になっており、これは国の負担しないものもあるということ。想定しているという論法できている

対策」は「同和对策」だけという考えでやっており、一般対策の方は逆に改悪していき差が開いていくという現状があるわけでありま。

組織的な面におきましても、この一〇年間に組織は量的にふえたということでありま。さまざま問題点が出てきております。これは運動の側で整理しなければならぬ問題でありますけれども「特別措置法」との関連でいいますと、教育、人権、労働という問題にもう少し重点を置いていかねばなりません。

五、強化改正の内容

そこで、これまでやってきた十年間の成果と欠陥、新しい問題を踏まえた上で、我々が言っております強化改正というこの内容面でどういったことが強化される必要があるのかということ。これを次にのべたいと思います。

一つは、残された環境改善をなしえるものということ。国の義務的責任と年次計画の明確化、各省にまたがる総合的施策を可能とするような方策を考えなければなりませんし、地元住民の積極的な参加と協力をえる方向性を考えていく必要があります。

もう一つの大きな柱として、環境改善面だけではなく、

わけです。また、国が認めたものでも規模基準や実質単価等においても大きな差が出てきているという問題があります。この点の改善が「付帯決議」の中にも一項目入ったわけです。

第三に、「ねたみ差別」が非常に強まってきているという問題があります。今後の「同和对策事業」というものを考えますと、この問題をどうするかということが大きな問題になっていきます。この背景を考えますと、基本的には啓発不足が考えられます。「同和对策事業」の政府予算をみますと、今年の場合約千五百億円のうち、総理府、法務省、労働省、文部省等にまたがって出ている啓発予算の合計が二億三千万円、〇・〇九%です。したがって、さまざまな「同和对策事業」がやられていますが、そのピーアールは相対的にみて非常に少ないということになります。企業が物を売ろうとする時、二割まで宣伝費に使うという実情と比較すると、全く啓発不足ということが歴然としているわけです。さらに、もう一つの点は、「同和对策事業」を将来における日本の福祉、教育の一つのあるべき水準、シビル・ミニマムであると位置づけ、とりあえず「同和对策」ということで出発しているけれども、それを次第に他の被差別層へ、最後には全ての人々に適応していくという考え方が出されておられないという問題があります。「同和

生活、産業、労働、教育、啓発・人権等全面的な施策を実施可能なものとしなければなりません。

生命と健康の問題に関しては、①医療機関の整備、②年金等福祉対策の受給年令引下げ、③安定した仕事保障と各種保険制度の充実が必要となってきます。

生活保護世帯の問題については、④生活保護の充実、⑤自立化の促進を可能なものとしなければなりません。

就職の機会均等の促進の問題では、⑥就職差別の禁止という問題がでてきます。この点では国際条約はかなり進んでおり、ILO一一号条約では就職差別の禁止を定めており、すでに百カ国をこえる国が加盟しておりますが、日本は今だにこれを批准していません。そういう意味では就職差別が現在野放しになっているという点について改善をしなければなりません。⑦同時に、雇用促進という点では、地域別、階層別、年令別雇用計画を策定して、部落の労働実態というものを改善していかなければならないと思っております。⑧計画策定にあたっては地域事情が非常に違い、画一的な雇用政策は非常にムリがあるので、地元代表の参加と協力をえなければなりません。⑨職業訓練所の充実と各種学校の活用もでてきます。⑩職場内体制確立と研修促進の義務化が、職場の中での差別事件が出てきているなかで必要となっております。

部落産業の保護育成という点では、今日までのところ②既存産業の保護というところしかできていないわけですが、どんな産業構造が変わっていきまますから③新しい産業分野の一部を部落解放のために保障させるといふ問題がでてきます。これはアメリカでは非常に進んだ取り組みが行われているということで関西大学の田中先生の方からも紹介いただいておりますが、こういう取り組みも部落産業の育成、仕事保障という観点からも考えていかねばならないと思っております。

教育の機会均等の促進というところでは、④就学前教育の充実と位置づけが欠けており、これを重視しなければなりません。⑥特別就学奨励、高校・大学特別奨学資金をひき続き存続・充実させるといふ問題。⑦「同和教育推進校」の整備・拡充ということ、これは現在「同和对策事業」とはなっておりません。⑧三十人学級の実現と加配教員の配置、これは定員法との関連があります。⑨全国の大学に「同和教育」ならびに「同和教育」講座の設置、必須化という問題が出てきます。全ての人に部落問題を正しく知ってもらおうという点では、そういう教員を養成しなければなりません。⑩青少年施設の整備、⑪子供会指導員の配置、⑫基礎学力の完全な保障、⑬部落問題に関する正しい知識を全ての学校で教えるといった点が必要です。

さらに、各部落ごとに地元住民代表を入れた審議会をつくり、その審議会の作成した総合計画を尊重して事業を実施する。

「ねたみ差別」の関連では、周辺地域との関連をもった事業も可能なものとしていく。

超過負担の全面的な解消をはかる。

⑭ 地方公共団体が実施するすべての「同和对策事業」(用地の取得費、造成費を含む)を国庫補助対象とし、かつ、その所要事業費全額をもって補助基本額とする。
⑮ 地方公共団体が実施する「同和对策事業」のうち、施設の維持管理費及び運営費についても国庫補助対象とする。

⑯ なお補助率については現行の%から%とすること。

⑰ 「同和对策事業」に係る地方負担分の全額に起債を認め、その元利償還金に同和对策事業特別措置法第十条を適用する。

⑱ 「同和对策事業」のため充当した地方債のうち、法第十条非適用債の元利償還金について特別の財源補てん措置を講じる。

差別事件ならびに差別意識の払拭というところでは、②興信所・探偵社の登録認可制の実施、③人権擁護体制と予算の充実、④「社会同和教育」体制と予算の充実、⑤大々的な啓発の実施、⑥人権擁護草の根運動の展開とそれの保障といった点が必要です。

さらに、個別の分野に関わる内容面での強化改正ということと同時に、もう一つは、この十年間の中で明らかになってきた国が従となり地方自治体が主となっている逆転関係を変えていかねばなりません。あくまで国の中心的責任が明確化され、国の直轄事業でやるくらいの形で考えねばなりません。

それから、努力規定を義務規定とするともに、報告と点検を義務づけるといふ点がでてきます。これは、「特別措置法」十年で部落問題を解決するというところでやってきたわけですが、十年間何もやらなかったということもあつてきています。しかも、そこは何らの処罰もされずに放置されてきています。処罰規定を設けることは難しいにしても、もう少し義務的性格をもたすか、それに代わるものとして報告と点検を盛り込んでいかねばザル法になってしまうのではないかとこの点があります。

目標の問題では、到達目標を将来においてもたえうるものとして定め、年次計画を策定していく。

六、「基本法」制定へ

こういう強化・改正の内容面での方向を考えているわけですが、これをどういった形式でまとめていくのかということが次に問題になっていきます。

一つは、「基本法」を制定し、個別分野対策とを結合させるという方向を考えたらどうかということでも議論がなされてきています。

なぜこういう考え方が出てきているかと申しますと、部落差別の撤廃が目的で、環境改善だけが目的ではないという事です。その意味で全ての分野を対象としていかねばなりません。ところが、全ての分野を対象とするとなると、それぞれ分野の解決の時点が異なってくるようになります。環境改善は予算的には金額を要するかもしれないが、今日の技術をもってしますと、かなり早い期間に解決をすることが可能であります。しかし、差別意識を含めてこれを撤廃しようとしたと、たとえば法務省の人権擁護局の前課長である人がある論文の中で、「私の個人的な意見では二五年説を立てる必要がある」と書くくらいですから、時間がかかるわけです。そういうふうに考えていきますと、今ある法律を何年延長するのかという議論をしますと、一致

ないかという発想から出てきているわけです。さらに、十年の成果の中で指摘をしました。「法」が与える社会全体への積極的な影響があります。法律を作ったままでやっているのだということが、目に見えない力として多くの人々に影響を与えています。逆に言いますと、法律まであってやっているのですよと、法律が最後のキメ手になるわけで、もしこれがなくなったらどうなるかということを考えれば、よくわかると思います。さらに、国際的な潮流としては差別撤廃法です。差別を環境改善に事実上限定し時限をきって事業法でやるという考え方しかないという国は日本だけではないかと思うわけです。

「基本法」というのはどういう内容になるのかということですが、

- ① 部落問題の基本的位置づけを格調高く簡けつに入れる。(例「答申」前文)
- ② 国の主導的責任と地方自治体や全国民的協力の必要性を盛り込む。
- ③ 部落差別撤廃のための基本分野を盛り込み、総合的な施策を実施することを謳う。とくに、教育と雇用と啓発と人権擁護については力を入れることを明記する。

④ これらの実施にあたっては目標を将来においてたえ

形もあります。「雇用保険法」という一般法があります。が、特例事項として、「身障者対策」と「同和対策」が定められています。

もう一つの方法としては、分野毎、年次毎の計画を作って追いついていくということも可能ではないかと思えます。

あるいは、新しい立法なり制度をつくっていくことが必要になるものもあります。たとえば、ILO一一号条約を批准しまして、それに伴う国内法制度の充実をしますと、就職差別を撤廃する上での武器が手にされるわけです。

しかし、こういう論理をしていきますと、いくつもの疑問も出てきています。

一つは、「基本法」という表現から、差別がいつまでも存続していくという印象を与えるのではないかとことです。教育基本法、農業基本法というのがあります。これらはいつまでも続くわけです。ところが、部落差別はある時点ではなくならなければならない分野のものを対象としているのだから、「部落差別撤廃法」と言った方がいいのではないかという意見も出てきているわけです。

それから、「基本法」は抽象的で実際の効果はあまりないのではないかという意見です。これに対して法律が持っている社会に対する影響力を考えていく必要があります。法律というものは最後は全て力関係で決まってくる

した見解が出ないのあたりまえなのです。そうしますと、最後まで残ると思われる差別意識も含めて部落差別が完全に撤廃されるまで、国、地方自治体、国民が全て協力していくための裏付けとなるような法律が必要になってくるのではないか、それは「基本法」的なものになるのであるものとし、年次計画の策定を謳う。

- ⑤ 報告と点検の実施を盛り込む。
- ⑥ 各部落毎に、地元代表者を入れた審議会を設置、ここで作成された総合計画を尊重することを謳う。
- ⑦ 財政については、地方自治体の財政負担の軽減をはかるため特別の措置を講じることを明記する。
- ⑧ なお、この法律が他の一般法よりも優位にあることを明記する。

ただし、そういうことになりますと、かなり抽象的な法律になりますので、個別的な対応というものが基本的な法律にもとずいて必要になってくるのではないかという観点から個別対策の内容をだしています。

これは画一的にはできません。たとえば一つの可能性として、教育のある分野については、「同和教育振興法」のように個別特別法で対応することができるものもあると思えます。

一般法の中の「特別措置」として盛り込んでいくという

す。従って、これを武器にして闘わなければ、どんな法律を作ってもためでありませぬ。

今までの論議は真空状態での論議であり、現実の世の中でこれを考えてみますと、相手もあるわけであり、過去の経過もあるわけで、我々の思っているようにいくのかどうかとなりますと、非常に困難であるということはずでに承知の通りです。他の方向も同時に考えていかねばなりません。

たとえば、現行法を補強していくということも最終的には起こるかもしれません。現行法の名称の中で「事業」をはずし、「同和対策特別措置法」とする。時限をはずす。その他若干の項目を補強していくということも起こるかもしれません。

現行法の再延長ということも、一つの可能性としては残されていくと思えます。

それから、「法」が打切られた場合いったいどうなるのかということも論議をしておかねばならないわけです。直接的影響として、事業の停止、停滞、間接的影響として社会的関心の後退、露骨な差別の強まりを同時に考えていかねばなりません。その場合には、地方自治体に条例の制定をせまってくるということも運動体の中で議論として出てきているわけです。こういうことを考えますと、地方自

治体が「特別措置法」強化改正の闘いに、どれほど真剣に取り組んでいただけるかということが決定的な要素になってくるのではないかとみています。

七、今後の方向

その他の動向としましては、地方自治体では、全国市長会の強化改正の要望がでております。全同対の中間報告もでております。

他の団体としては、全解連は「民主的改正」ということで、特に、同和对策事業の水準を一般なみにすべきだということと、窓口一本化の問題を強調しておるようです。同和会については今のところ、まともなものを入手しておりません。

今後の方向としては、全国研究会に原案を出せるように議論をしていただき、部落関係各方面との協議を進めていきまして第一次案を作成していきたい。

同対協の前会長の磯村先生の持論は、日本で人権を守るというのだったら、対外的には人権規約を批准すべきだ、対内的には部落解放基本法を作るべきだということでした。まさに、その通りであり、国際人権規約を批准して発効した上は、国内での第一歩として部落解放基本法を作っ

ていくことによって具体化すべきであると思います。

八、おわりに

さらには、我々は部落差別のところから、差別撤廃をどうするか考えているわけですが、先程の報告にありますように、婦人差別、在日朝鮮人・韓国人に対する差別という深刻な差別も日本の社会の中に存在しているわけですから、「日本におけるあらゆる形態での差別撤廃法」を他の関係団体と連携する中で追求していかなばなりません。

△行政・経済部門・討議のまとめ▽

参加者は四〇名。全体集会での「特別措置法強化・改正基本法制定」についての問題提起をうけて、論議をしました。

最初に各部会の研究者、事務局から問題補足発言が行なわれました。特に福祉・生活・労働・産業部会から、それぞれ法の改正点について、具体的な問題点が指摘されました。

次に、部落解放運動から参加した岐阜県、三重県そして関東ブロックの代表からとくに産業・農業について実態と

問題点が報告され、あわせて法の改正についての要望が出されました。また地方自治体が「特別措置法」をどう考え、

その強化改正をどう推進しようとしているのか。どういう中味を考えるのかが問題となりました。たとえば、いくつかの市町村からは、教育や仕事保障というものが今後の法の総合的改正の基本・根幹にかかわるものであり、とりあげていく必要があると指摘がありました。

さらに啓発について、差別意識をなくすための中心になる啓発活動は、単に「同和」地区をもつ市町村だけではなく、全国的な形で取り組まなくてはならないということが強調されました。

また、財政的な問題として「同和对策事業」の実態をふまえて超過負担の解消をせまる施策を、部落解放基本法(仮称)なり「特別措置法」改正案で明文化していくことが出されております。

つぎに「同和对策事業特別措置法」強化・改正の形式・内容についていくつかの意見が出ました。

まず事業の対象をどうするかということです。これは従来、「属人か属地か」といわれていたものをどう扱うかということと、「同和」対策として行なわれるすべての事業を補助対象とすることも強調されました。さらに、周辺地対策とかかわり、関連事業についても同和对策としてそ

の対象とすることをよりこんでいく必要性が指摘されました。

さらに環境改善がすすめられつつあるが、総合計画の到達目標とその基準をどう考えるのかについて意見が出されました。これについては、住民が参加した評議会・審議会という形の組織で十分論議され作り上げていく必要があるということと、これまでのように単に年次計画で一年一年積み上げていくということになると、行政は出来やすくやりやすいものから手を出し、最後に残るのは手をつけにくい施策が残ってしまうことになりました。

それから、部落問題の解決が国民的課題であることを明らかにし、全国的・国民的な取り組みを行うことが必要であるということについて具体的にその中味の論議を進めていく必要があるという意見も出ております。

さらに行政組織の問題が出されました。一九六七年当時部落解放同盟が作成した同盟案にも行政組織の問題がかかれています。現行の「特別措置法」は、そういうものの中は一切抜きであるため、結果として各省のふりあいの中で、差別が放置されたままという結果を生んできました。そういうことを解決するためにも、社会福祉事業法や他の基本法の中でもかかっているような、総理大臣の総合的調整機能というものを明確にする必要があるわけです。各省

にまたがる問題については総理大臣がそれについて明確に指示するということを義務付ける必要があるのです。

さらに国・府県・市町村の役割りと責任範囲を明記することも出されております。つまり、国がその責任においてやらなければならぬ「同和」対策事業が、現実には地方自治体の責任に転嫁され、結果として、地方自治体に超過負担をもたらしています。

五点目には「基本法」の性格ということで意見が出てまいりました。ひとつは、基本法は抽象的で実際の効果はあまりないのではないか。通常の法制定の場合、基本法から個別法へという流れになっているのに、同和対策事業特別措置法の場合、個別法から逆に基本法へという流れになっており、困難ではないかという意見です。これについて、現行の基本法の中にも個別法が先にあるので、それを具体化していく中で総合対策を求められて基本法が作られたというふうなものがいくつかあります。そうした点から考えていきますと、基本法の理念を抽象的なものだけに限定しようのではなく、実行可能な性格を持つ具体的な中味を含めていくという取り組みが演要ではないかという意見が出されました。

さらに、部落差別を基本にすえた上でこれまでの点検をすることが必要であって、基本法の各項目についてもその

観点から考えていかなければならないことの指摘がありました。

第一に差別がどうしたらなくなるかということについてきっちりと整理しておく必要がある。第二にその点とかわり、教育で正しく部落問題・差別解消の過程を位置付けて教える必要がある。第三に、具体的に部落解放が実現したあるべき姿、「特別措置法」・「基本法」がどのような形であるべきかという点について整理していく必要があるという指摘がありました。

以上の経過をへて、問題提起者から、最終的には、9月全国研究集会において具体的な草案として討議できるように作り上げていきたいというしめくりがあり、行政経済部門の会議を終わりました。
(本持康喜)